

社会福祉法人慶美会役員等及び評議員の報酬

並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶美会定款（以下「定款」という。）第25条及び第9条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬並びに費用に関する事項を定め、もって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいい、会計監査人を併せて役員等という。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 会計監査人とは、定款第17条第4項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、日当及び宿泊費（1泊）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員及び評議員には、法人の理事会及び評議員会に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬等を支給する。
- 3 会計監査人に対しては、契約に基づき報酬を支払うものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事に対して、各年度の報酬等の総額が3百万円を超えない範囲内において、評議員会、理事会に出席した場合等に1人1日につき2万円を報酬として支給することができる。
- (2) 監事に対して、各年度の報酬等の総額が2百万円を超えない範囲内に

おいて、評議員会、理事会に出席した場合等に1人1日につき2万円を報酬として支給することができる。

(3) 評議員の報酬の額は、定款第9条に定める金額を超えない範囲内において、評議員会に出席した場合等に1人1日につき2万円を報酬として支給することができる。

2 会計監査人には、監事の同意を得た上で、理事会が決議する年額報酬を支給することができる。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した交通費、日当等の費用の額については、別表により支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員及び評議員の報酬等は現金により支給する。ただし、振込みによる希望があった場合は、指定の口座へ報酬等を振込むこととする。

2 会計監査人の報酬の額及びその支払の時期は、会計監査人と当法人との間で締結する契約に基づき報酬等を支払うものとする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(適用除外)

第8条 施設等の職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得なければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に關し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。

2 役員等報酬規程は、この規程の施行の日に廃止する。

附則

この規程は、平成29年10月 2日から施行する。

別表（第5条）

交 通 費	実 費
日 当	15,000円
宿泊費（1泊）	20,000円
雑費（月当たり）	1,000円